

インバランス料金単価の誤算定について

2022年11月25日
関西電力送配電株式会社

当社は、2022年4月1日から10月21日のインバランス料金単価^{※1}について、算定諸元に誤りがあり、その結果、誤った単価をインバランス料金情報公表ウェブサイト（以下、ウェブサイト）^{※2}に公表していました。

本件について、2022年11月11日、電力・ガス取引監視等委員会から「報告徴収」を受領し、本日、発生原因および再発防止策等を取りまとめ、同委員会に報告しました。

関係者の皆さまに、ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

本件は、インバランス料金単価の算定諸元であるインバランス想定量を当社が誤って算定していたことが原因です。

9月分および10月分のインバランス料金単価については、正しいデータで再算定を行っており、現在は正しい単価をウェブサイトに掲載しています。なお、当該月分のインバランス料金については、発電・小売電気事業者等に再算定後の金額にて請求を行っています。

4月分から8月分のインバランス料金単価についても、今後、再算定を行い、インバランス料金への影響の有無について調査してまいります。調査の結果、影響が確認された際には、インバランス料金の精算を行ってまいります。

当社は、本件を重く受け止め、今回策定した再発防止策を徹底してまいります。また、今回、判明した不具合については是正していますが、これまでも誤算定を発生させたことを踏まえ、インバランス料金単価の算定に関わる全ての処理について再点検を行います。

※1：発電・小売電気事業者等が電力広域的運営推進機関へ提出した日々の発電・需要計画等に対する発電・需要実績等の差分をインバランスといいます。需給の一致を図る観点から、インバランスについては、一般送配電事業者が補給等を行っており、当該補給等に係る精算に「インバランス料金単価」を用いています。

※2：一般送配電事業者が30分周期でインバランス料金単価を算出（48コマ/日）し、タイムリーにインバランス関連情報を公表しているウェブサイト。

[\(https://www.imbalanceprices-cs.jp/\)](https://www.imbalanceprices-cs.jp/)

今回料金単価への影響があったコマ数は以下のとおり。

2022年4～8月分：調査中

9月分：664コマ（最小：▲30.48円/kWh、最大：40.41円/kWh）

10月分：326コマ（最小：▲35.00円/kWh、最大：9.88円/kWh）

以 上

別 紙：今回発生したインバランス料金単価の誤算定の概要

今回発生したインバランス料金単価の誤算定の概要

1. 誤算定の概要

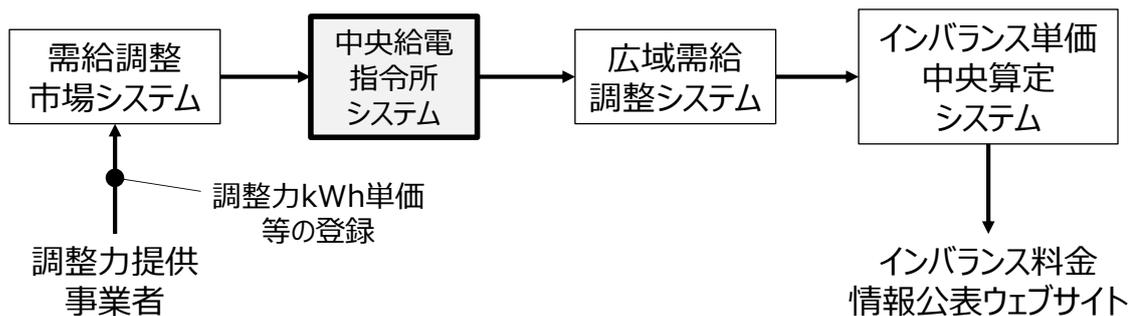
(1) インバランス料金単価の算定の流れ

調整力提供事業者が需給調整市場^{※1}システムに調整力kWh単価を登録し、その情報を基に各一般送配電事業者の中央給電指令所システム、広域需給調整システム^{※2}がデータ処理を行い、最終的にインバランス単価中央算定システムでインバランス料金単価が算定されます。

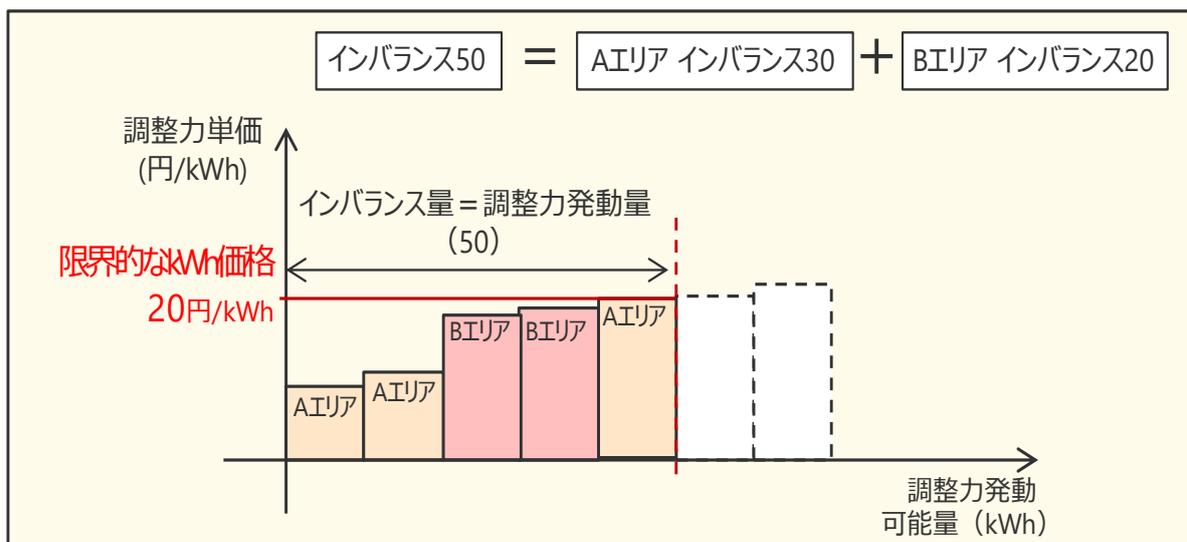
インバランス料金単価は、当該時間帯の20分前にインバランス量を想定し、それを解消するために発動させた調整力のkWh価格（限界的なkWh価格）を元に算定されます。

※1：一般送配電事業者が調整力を広域調達するための市場

※2：一般送配電事業者が広域的に需給調整を行うためのシステム



<参考：インバランス料金単価の算定イメージ>



(2) 今回の処理誤り

インバランス料金単価の算定諸元になるインバランス想定量を算定するにあたり、当社の中央給電指令所のシステムに発電実績を取り込む際に、以下の誤りがあったものです。

- ①一部の風力発電実績（3件）について、二重に計上していたもの
- ②一部の太陽光発電実績（17件）について、計上が漏れていたもの
- ③一部の火力発電実績（2件）において、発電所内で消費された電力（構内負荷）を差し引いた実績（送電端）を取得するべきところ、構内負荷を差し引く前の実績（発電端）を取得していたもの
- ④システムへの登録誤り（2件）

2. 処理誤りが発生した原因

- ・風力発電事業者から提出される発電計画において、個別の発電設備ごとに提出を受けていたものから複数の発電設備をまとめて提出を受ける方法に変更となった際に、システム入力を誤り一部の発電設備で二重計量になっていました。（処理誤り①）
- ・発電事業者との契約を管理する部門と契約データをシステムに取り込む部門とのデータのやり取りの中で、連携が必要な項目やタイミングに認識の齟齬があり、発電設備の新設や契約変更に伴うデータ連携に漏れが発生していました。（処理誤り②、③）
- ・契約データをシステムに取り込む際に入力に誤りが発生していました。（処理誤り④）

3. 再発防止策

- ・発電事業者との契約を管理する部門と契約データをシステムに取り込む部門とのデータ連携に関する詳細な社内ルールが定められていなかったことから、社内ルールを策定し、連携が必要な項目やタイミング等を具体的に取り決め、運用します。
- ・システムに登録したデータを網羅的にチェックする仕組みが十分でなかったことから、登録データを一元的に管理するファイルを作成し、データ更新箇所の反映漏れや誤入力がないかを確認するツールを用いて、全数チェックを行います。

※処理誤り①については、2022年11月以降、風力発電事業者から提出される発電計画を使用しない運用になることから、同様の不具合は発生しない。

以上